

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設における東京電力の統括管理等）に係る面談
2. 日時：令和4年8月5日（金）16時00分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、横山係長
塩唐松審査係（テレビ会議システムによる出席）
検査グループ専門検査部門
川下企画調査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当7名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
福島研究開発部門 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設における東京電力の統括管理等）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 放射性物質分析・研究施設に係る事項について
 - ✓ 放射性物質分析・研究施設における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の保安活動に関し、手順の整備、保安活動の定期的な確認、不適合管理について実施計画の要求事項を満足することを東京電力が管理・監督することにより統括管理を行っていくこと。
 - 高性能多核種除去設備（以下「高性能ALPS」という。）の使用前検査受験に伴う事項について
 - ✓ 現在、汚染水発生量が $130\text{m}^3/\text{日}$ であることや処理容量を減らすことで除去性能の向上が期待できることなどを踏まえ、実施計画に記載されている高性能ALPSの処理容量を $500\text{m}^3/\text{日}$ から $400\text{m}^3/\text{日}$ へと実際の運用流量に合わせて変更すること。
 - ✓ 高性能ALPSの確認試験結果について実施計画添付資料へ追記すること。
 - 淡水化处理RO膜装置雨水RO濃縮水移送ラインの設置中止に伴う事項について
 - ✓ 2020年11月より、モバイルRO膜装置のみの運用で、雨水発生量に対して十分な処理能力があることが確認されており、実施計画に記載されている淡水化RO膜装置の雨水RO濃縮水移送ラインの設置を中止し、その記載についても実施計画より削除すること。
 - ✓ RO濃縮水移送ラインの設置を中止した場合においても、敷地境界線量及び廃棄物発生量の評価については、変更がないこと。

- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

6. 資料

- 放射性物質分析・研究施設に係る実施計画の変更認可申請について
- 高性能多核種除去設備の使用前検査受験に伴う実施計画の変更に関して
- 淡水化处理RO膜装置雨水RO濃縮水移送ラインの設置中止